

**公益財団法人新潟県スポーツ協会**  
**令和7年度 第3回理事会議事録（抄本）**

- 1 **開催日時** 令和7年8月28日（木） 午後1時55分
- 2 **開催場所** 新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター 大研修室
- 3 **理事現在数及び定足数** 理事現在数24名、定足数13名
- 4 **出席者 21名**  
(理事：18名)  
木浦正幸、荻荘誠、柄澤宏之、今西博一、内山智絵、栗山靖子、  
権瓶修也、高橋誠、滝沢一博、田海哲也、番場真寿美、本間謙一、  
皆川安寿香、山田学、山田美代子、山本純市、渡邊滋、渡邊優子  
(監事：3名)  
坂田史安、鈴木厚、近田孝之
- 5 **議事**
  - (1) **審議事項**
    - 第1号議案 定款の一部改定（案）について
    - 第2号議案 評議員会の決議の省略の実施について
    - 第3号議案 新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター指定管理者応募に係る対応方針について
- 6 **会議の概要**
  - (1) **議長就任及び定足数の確認**

定款第32条により副会長が議長に就任。  
次に、事務局から出席理事の人数の報告を受け、定款第33条の定める定数を満たしていることから、会議成立を宣言し議事に入った。
  - (2) **議事**

**第1号議案及び第2号議案について**  
議長が、第1号議案と第2号議案は相互に関連があることから一括審議の可否について諮り、了承された。  
専務理事が資料に基づき、次のとおり説明した。

第1号議案「定款の一部改定（案）について」は、現行の定款においては、名誉会長を置くことができる規定はあるが、このほかに、若干名の参与を置くことができるようにし、また、その手続きとして、名誉会長・参与の職につく者は、任期を定めた上で理事会の推薦により会長が委嘱することとして規定を変更するとともに、名誉会長及び参与の職務について新たに規定を設けるもの。

新たに置く参与とは、特定の専門分野に精通した有識者が役員としての立場からではなく、外部の立場から俯瞰的に本会の事業運営や本県スポーツの発展に関して、助言等いただくことを意図したもの。

具体的には、専門性・重要性がより高まっている社会人スポーツの分野であり、今後は、役員としてではなく、民間・企業スポーツの視点から、スタッフ職の意味合いを持った参与として、この分野を担い、忌憚のないご助言等をいただきたいと考えている。

なお、今後、定款変更の県への届出の手続きにおいて、文言の修正が必要となる場合には、会長一任ということも併せて決議いただきたい。

次に、第2号議案「評議員会の決議の省略の実施について」は、第1号議案の定款の変更には、評議員会の決議が必要となるが、通常、評議員会は3月及び6月の開催となっていることから、評議員会の決議の省略を実施すること、いわゆる書面開催することを諮るものである。

以上に対して、質問等はなく、案のとおり、文言の修正が必要となる場合の会長一任も併せて、満場一致で承認した。

### 第3号議案について

資料に基づき、専務理事が次のとおり説明した。

現在、当協会が指定管理を受諾して運営している「新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター」の指定期間が令和8年3月末に到来することから、新たな指定管理者の募集が行われるにあたり、その対応方針について諮るものである。

まず、今回の募集要項では、指定管理者が行う業務のうち、指定管理者に特に要請する事項のアからエの事項及び施設の課題のアからエの指摘事項に関しては、前年度に実施された「新潟県健康づくり・スポーツ医科学センターあり方検討委員会」の報告書を元に記されており、投資や修繕を含め、新たな対応を迫られるところである。なお、指定管理料は人件費・諸物価高騰にかかわらず、前年同額に据え置かれている。

この募集要項を受け、当協会としては、新潟医療福祉大学グループからの申し出もいただいたことから、今回の指定管理者募集には同グループとの共同申請を行い、JVとして両者による一体的な管理を行っていくことを基本的な対応方針とする。

同グループは、当協会の持つ様々な関連団体との関係性やコネクション等に事業価値を見いだしており、事業実施にあたり、協力・連携が不可欠であると考えている。

同グループにおいては、募集要項における指定管理者に特に要請する事項や、あり方検討委員会の報告書記載の提言課題に対して、同グループを構成する新潟医療福祉大学で教育メソッドの適用や現場実習を兼ねた学生等による人材投入、医療・福祉施設を運営する医療法人愛広会では医師・看護師資格保有者の派遣等、他に複数の指定管理施設を運営し実績のある愛宕商事株式会社では経営アドバイスを行っていくことなどにより、それぞれの強みを活かした中で対応可能としている。

同グループとの共同申請とする理由については、あり方検討委員会でも指摘された通り、人件費・光熱水費、機器の修繕・更新費用の増額が今後も見込まれており、今回の募集要項で求められる新規事業対応への投資などと併せ、指定管理料の増額が望めない中であって財務面や人的資源も含めて、当協会では新たな指定管理への対応に苦慮していたところである。

同グループによる人的・組織的リソース投入を前提とした事業想定に、当協会のこれまでのリソースを加えれば、十分に募集要項の要請事項や指摘された課題の解決を果たせるものと考えている。

もちろん、当協会ですべての事項を単独申請を行う選択肢もあるが、不採択となった場合には、同センター運営に係る影響力は無くなり、現有職員の雇用も不安定となるリスクがあるものと考えており、現状を鑑みるとそのリスクは非常に大きいものと懸念される。

今回、共同申請により、連携・協働して医科学センターの施設をより一層有効活用し、その行政目的に沿って適切に執行していくことは、「スポーツの振興を通じて県民の心身の健全な発展と豊かな社会生活の創造を図る」という当協会の設置目的にも合致するものと考えられることから、本対応方針を採用することについて、ご承認いただきたい。

以上に対して、次の質疑があった。

[理事]

応募資格として営利を目的とする者でないこととあり、NSG グループはこの要件に該当しないと思うので、当協会がメインとなり、NSG は共

同申請の構成員ということで理解していいか。

[専務理事]

この要項では、教育機関たる新潟医療福祉大学や医療機関たる愛広会は営利を目的とする者とはされていない。もちろん当協会もそうであるが、今回の主たる申請者は新潟医療福祉大学になるものと考えている。

[理事]

指定管理料の配分は、これから詰めていくということか。

[専務理事]

当協会を含めた4者で一つの形態を作り、そこに指定管理料が支払われる。団体として経理処理していくこととなる。

[理事]

現状でも運営的に厳しい状況にある中で、色々な者が加わることになる。どこがリーダーシップをとるかにもよるが、単純に考えれば現状より厳しくなるのではないかと思うが、どうか。

[専務理事]

最近でこそ黒字が出ているが、それまでは赤字の年も多々あり、総じてトントンという状況にある。今回の申請においては、診療所運営に係るドクターや看護師等については、大学や病院といった所属機関が人件費を負担しながらセンター業務も担わせることができるとしており、また、フィットネスホール等の管理・指導については、大学の学生・院生の実習課程として位置付けることができるのとことである。そうすると人件費の負担が軽減され、さらに、民間ならではの視点での利用者増加の取組によって収益アップも期待できる。このように、NSGグループの様々なリソースの投入によって黒字運営は見込めると考えている。また、センターの各種設備・機材の更新・修繕が、県の財政状況の厳しさから間に合っていない実情もあるが、そこについても一定の改善が図られるのではないか。

[理事]

今の説明を聞くと、NSGグループだけでも申請・運営ができるように聞こえるが、今回、JVの提案を受けた理由はなにか。

[専務理事]

ご指摘のとおり、NSGグループ単独での申請も可能であり、同様に、当協会の単独申請の可能性もあったが、NSGグループからのJV提案の理由で説明したとおり、当センターの運営に当たっては、当協会の加盟団体や総合型地域スポーツクラブ、市町村行政などとのネットワー

クが重要であって、そこに当協会のこれまで培ってきたものがある。そこを彼らは評価している。当協会としても、そうした取組を通じてセンターの有効活用とともにスポーツ振興に資することができるものと考えている。

[監事]

NSG グループのほかに、一緒にやりたいというような提案はなかったのか。

[専務理事]

実際のところ、募集要項が公表されたのちに、現地説明会があったが、そこに参加したのは当協会と NSG グループだけであった。県もはっきり言わないが、ほかにはないようだ。

以上のほか、意見等はなく、議長が諮ったところ、満場一致で案のとおり承認された。

### (3) その他

議長が、その他の発言の有無を尋ねたところ、専務理事から次の発言があった。

[専務理事]

野口副会長の後任については、慣例として、副会長は地域代表として位置付け、上越市・長岡市・新潟市の各スポーツ協会の役員から推薦をいただいた方をお願いしている。今回もこれに従い、長岡市スポーツ協会の役員人事を待って対応していきたい。

また、本間副会長の後任については、第1号議案で説明したとおり、社会人スポーツ担当の副会長は置かず、新たに設置する参与によって担っていただくこととしたい。

以上のほか、発言はなく、議事を終了する旨宣言し、議長を退任した。

## 7 閉会 午後2時27分

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

令和7年8月28日

副会長（議長） 木浦 正幸

副会長 荻荘 誠

監事 坂田 史安

監事 鈴木 厚

監事 近田 孝之